

## ヒアリングをさせていただきたい事項（雇用・労働編2）

- ・ 貴社における18歳、19歳の未成年者を含む若年者（以下「若年者」といいます。）の雇用状況（人数、担当業務）を教えてください。
- ・ 最近の若年者の考え方や性格と、昔（回答者が就職されたころ）の若年者のそれらとで差異があるとお感じになりますか。最近の若年者は、幼稚化しているという意見がありますが、この意見についてどのようにお考えですか。
- ・ 最近の若年者の仕事に対する取り組み方と、昔の若年者の仕事に対する取り組み方とで差異があるとお感じになりますか。
- ・ 貴社において、若年者を雇用する際や、育成・指導する際に、どのような問題を抱えていますか。また、その問題の原因はどこにあるとお考えですか。
- ・ 民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合、18歳、19歳の若者でも、親などの同意なく、労働契約などの契約を締結することができるようになりますが、このようにすると、何らかの問題が生ずるとお考えですか。18歳、19歳の若者が、親などの同意なく契約をすることができるようになると、多額の負債を負い、劣悪な条件の労働を余儀なくされるおそれがあるとの指摘もありますが、この意見についてどのようにお考えになりますか。
- ・ 現在のような産業社会の大きな変動の中では、学校から職業社会への移行がスムーズにいくよう、若者から成年への移行過程を充実させなければならないが、民法の成年年齢を引き下げると、移行期における若者の育成のプロセスがおざなりになるのではないかという指摘があります。この意見についてどのようにお考えになりますか。

・民法の成年年齢を18歳に引き下げた場合、18歳、19歳の若者でも、親などの同意なく、自分自身の判断で、就労できるようになり、また、稼いだお金も、自分自身で管理できるようになります。このことによって、18歳、19歳の若者の大人としての自覚を促すことができるとも考えられます。この意見についてどのようにお考えになりますか。

・民法の成年年齢を引き下げるためには、法教育など教育の充実が必要であるとの指摘がされていますが、雇用・労働問題については、どのような内容の教育を、どの段階（中学、高校、大学）で行うべきとお考えですか。